

第1回 木津川市総合計画審議会

日時：令和5年5月29日（月）
午前10時～

場所：木津川市役所 4階 4-4会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長・副会長選出

5. 会長あいさつ

6. 諮 問

7. 議 事

(1) 確認事項

①木津川市総合計画審議会の運営について

②第2次木津川市総合計画後期基本計画策定方針について

(2) 報告事項

第2次木津川市総合計画の概要について

(3) 審議事項

市民・中学生アンケート調査（案）について

(4) その他

次回審議会開催日程について

8. 閉 会

木津川市総合計画審議会の 運営について

1. 総合計画審議会の概要
2. 総合計画審議会の運営

令和5年5月29日
第1回 木津川市総合計画審議会



木津川市

1.総合計画審議会の概要

①審議会の設置根拠

木津川市総合計画審議会条例（平成19年6月27日条例第230号）

※法的な位置付け：地方自治法第138条の4に基づく市長の附属機関

②設置の目的（条例第1条）

木津川市総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議します。

③所掌事務（条例第2条）

市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申します。

- （1）基本構想の策定に関すること
- （2）基本構想に基づく基本計画に関すること
- （3）その他、総合計画に関して、市長が必要と認める事項

④組織（条例第3条）

15人以内の委員で組織し、委員は次の者から市長が委嘱を行います。

- （1）公募により選出された市民
- （2）識見を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

⑤委員の任期（条例第4条）

委員の任期は2年間（令和7年5月28日まで）となります。

※委員の身分；地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職

2.総合計画審議会の運営

①会長及び副会長（条例第5条）

- （1）審議会に会長及び副会長1人置き、それぞれ委員の互選により定めます。
- （2）会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- （3）副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

②会議（条例第6条）

- （1）審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。
- （2）審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- （3）審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決めます。

③審議会の会議運営

木津川市総合計画審議会運営内規（平成19年11月22日施行）に基づいて、会議を運営します。

（1）審議会の開閉

審議会の開会及び閉会は、議長が宣言します。

（2）審議会の会議記録

- ・審議会の会議記録を作成します。会議記録は、会議の結果及び要旨を簡潔に取りまとめたものとし、議長及び議事に先立ち、議長が指名する出席委員1名が署名するものとします。
- ・会議記録及び審議会資料は原則として公開します。（市ホームページ及び学研企画課にて閲覧）

（3）審議会の公開と傍聴

- ・審議会は原則として公開とします。
- ・審議会の傍聴は、木津川市議会傍聴規則に準じた傍聴に際しての遵守事項を定めています。

木津川市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 木津川市総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、木津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(1) 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。

(2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 識見を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (会議の招集の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会の会議は、市長が招集する。

木津川市総合計画審議会運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、木津川市総合計画審議会条例（平成19年木津川市条例第230号 以下「条例」という。）第9条の規定により木津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開閉)

第2条 審議会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(発言)

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第4条 審議会の議事は、出席委員の過半数以上の賛同をもって決する。

(審議会の会議記録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨（以下「会議記録（別記様式第1号）」という。）を作成し、保存するものとする。

(1) 審議会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 審議会の議題

(4) 審議会経過の要旨

(5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

(会議記録等の公開)

第6条 会議記録及び審議会資料は、原則として公開する。

2 会議記録及び審議会資料の公開の方法は、マチオモイ部学研企画課において閲覧するものとする。

(審議会の公開)

第7条 審議会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(傍聴)

第8条 審議会を傍聴しようとする者は、木津川市総合計画審議会傍聴人受付簿（別記様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第16条 この内規に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成19年11月22日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

総合計画審議会 会議経過要旨

会 議 名			
日 時		場 所	
出 席 者	委 員		
	その他出席者		
	庶 務		
議 題			
会議結果要旨			
会議経過要旨			
その他特記事項			
署 名 欄	木津川市総合計画審議会 議長 ㊟ _____ ㊟		

別記様式第2号（第8条関係）

木津川市総合計画審議会

傍 聴 人 受 付 簿

1 審議会の内容

審 議 会 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
特 記 事 項	

2 傍聴希望者

氏 名	住 所

第 2 次木津川市総合計画後期計画策定方針（案）

1. 計画策定の必要性

（1）現状

我が国では、平成27年の国勢調査において初めて総人口が減少となったことから、地方創生のもと、国民一人ひとりが、それぞれのステージで活躍できる社会の実現を目指してきました。

令和元年に始まったコロナ禍では、人々の生活習慣の変化や、社会環境が大きく変革した一方で、デジタル技術を活用した情報化社会が進展しました。

コロナ後を見据えた経済活動が再開し、2025年には「日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催や、インバウンドの回復・増加により、交流人口増加などが見込まれ、その効果が関西にも及ぶことが期待されます。

本市では、平成21年3月に「第1次木津川市総合計画」、平成31年3月には「第2次木津川市総合計画」を策定し、「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」をまちの将来像とし、まちづくりを進めてきました。

第2次木津川市総合計画では、「自助・共助・公助で支え合うまちづくりを進めること」と、「情報共有、参加・参画、協働のまちづくりを進めること」をまちづくりの基本原則と定め、市民、事業者、行政が連携・協力しながら、各主体が共有、実践することにより、将来にわたり持続的可能なまちづくりを目指してきました。

（2）課題

これらのまちづくりの成果として、本市では、人口減少社会の中にあって、人口が増加してきたところですが。しかしながら、近年は、城山台地区が増加傾向であるものの、それ以外の地域においては減少傾向にあります。

そのような中、市民の価値観は、ますます多様化し、環境、安心・安全、健康などの分野への関心も高まっており、高度化・複雑化していく行政ニーズに対応していく必要があります。

あわせて、毎年、異常気象や自然災害が発生していることから、命と財産を守るため、被害を最小限に食い止めることに主眼を置いた災害対策を強化する必要が求められています。

さらには、全国の自治体と同様に、少子高齢化、扶助費の増加、公共施設や道路、橋りょう、上下水道などの社会インフラの老朽化が進んでいることに対する対応が必要となっており、また、持続可能な開発目標「SDGs」に向けた取組も進めていく必要があります。

（3）方針

これらの課題に対して、デジタルを活用した行政事務や窓口業務のスマート化を進め、業務の効率化を図るなどの第4次木津川市行財政改革大綱の推進や、国が実施する次元の異なる少子化対策と連動した施策に取り組み、引き続き、「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と思えるまちづくりを推進します。

さらに、関西文化学術研究都市の最先端の科学技術の活用や、多くの国宝をはじめとする歴史文化、緑豊かな自然環境等の地域資源等を最大限に活かし、より豊かで魅力的なまちに飛躍しながら、持続可能な財政運営を目指した計画的なまちづくりを進めます。

本市の基本構想を定める総合計画は、中長期的な視点から、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す重要な計画として必要であるため、今後5年間に取り組むべき施策や事業の基本方向に示す「第2次木津川市総合計画後期基本計画」を策定することとします。

2. 計画の名称

「第2次木津川市総合計画後期計画」とします。

3. 総合計画の構成

(1) 基本構想（※変更なし）

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）まで10年間のまちづくりの基本原則及びまちづくり目標であるまちの将来像を示すとともに、それを実現するためのまちづくりの基本方針等を示したものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための施策や事業の基本方向等を体系的に示したもので、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間を前期基本計画、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策の基本方向・体系に基づく具体の事務事業の内容を明らかにしたものです。

4. 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

5. 計画策定に際しての基本方針

(1) 市民の参加による計画づくり

情報の共有や対話を通じた共通認識の下、市民の参加による計画づくりを進めます。審議会の審議経過については、随時ホームページ等で公開するほか、パブリックコメントにより、市民の意見の把握に努めます。

(2) 実現性・実効性の確保

社会経済情勢、財政状況、市民ニーズの多様化・高度化及び市民と行政の協働などのさまざまな条件を考慮し、第2次総合計画における5年間の進捗成果を検証するとともに、今後5年間に取り組むべき課題を整理することを基本として、実施効果・有効性の高い施策の選択、戦略的な施策の展開を図ることで、実現性と実効性の高い計画の策定に努めま

す。

(3) わかりやすい計画

目標や指標を掲げ、わかりやすい計画を目指します。

(4) 他の計画等との関連

国、府などの関係計画との整合性を図ります。また、今年度「木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、計画期間を1年前倒しし、「(仮称)木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定することを予定しており、当該戦略の終期が本計画と同時期であることから、本計画及び当該戦略を一本化することも今後検討を行うほか、その他の個別計画との整合性と体系化を図ります。

6. 計画策定の体制

(1) 審議会の設置

「木津川市総合計画審議会」に諮問し、専門的、総合的な見地から答申いただきます。

(2) 市民の参加体制

計画策定の各段階において、次のとおり市民の参加による計画づくりに取り組みます。

ア. まちづくりに関するアンケート調査

第2次総合計画の策定時にも行ったとおり、市民が望まれている施策の把握や、5年間の進捗による比較検証を行うためのアンケート調査を実施します。

また、中学2年生を対象としたアンケート調査も同様に実施します。

イ. パブリックコメント

総合計画(中間案)について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を伺います。

(3) 庁内の策定体制

ア. 総合計画本部会議

総合計画素案にかかる協議・検討を行うため、市長以下特別職及び部長などで構成する総合計画本部会議を設置します。

イ. 庁内ワーキングチーム

第2次総合計画前期計画における5年間の進捗成果の検証や今後の課題を整理するため、所属長などで構成する庁内ワーキングチームを設置します。

7. 計画策定の日程

令和6年3月の策定を目途に次のとおり進めます。

令和5年5月	木津川市総合計画審議会に第2次木津川市総合計画後期計画を諮問
令和5年6月	市民アンケート及び中学生アンケート、前期計画検証の実施
令和5年10月	第2次木津川市総合計画後期計画（中間案）の策定
令和5年11月	市議会に第2次木津川市総合計画後期計画（中間案）の説明
令和5年11月	パブリックコメント
令和6年1月	木津川市総合計画審議会から第2次木津川市総合計画後期計画の答申
令和6年1月	第2次木津川市総合計画後期計画（案）の策定
令和6年3月	市議会に第2次木津川市総合計画後期計画（案）を上程

以 上

木津川市のまちづくりに関する アンケート調査(案)について

- 1.市民アンケート調査(案)について
- 2.中学生アンケート調査(案)について

令和5年5月29日
第1回 木津川市総合計画審議会



木津川市

1.市民アンケート調査(案)について

①市民アンケート調査の目的

第2次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズ及び第2次総合計画策定時（平成31年3月）と現在のまちづくりを比較検証するために調査するものです。

そのため、アンケート調査の内容等については、第2次総合計画策定時に実施した同調査を基本とし、比較や推移を把握できる内容とします。

②市民アンケートの調査の実施

調査の対象者：令和5年5月1日現在の木津川市民（外国人を含む）18歳以上の方（64,464人）

対象者の抽出：調査の対象者64,464人のうち、5,000人を無作為による抽出を行います。

（参考）社会調査において信頼度95%の精度を得るための調査対象者数

母集団サイズ（人口）	n	64,464
母比率	ρ	0.5
信頼間隔	ε	0.03
信頼度係数	χ	1.96
調査対象者数	N	1,067

$$N = \frac{n}{\left(\frac{\varepsilon}{\chi} \right)^2 \times \frac{n-1}{\rho(1-\rho)} + 1}$$

1.市民アンケート調査(案)について

③調査の実施方法

郵送による配布・回収（返信用封筒）とします。

④調査のスケジュール

項目	実施予定時期
調査票印刷・封入	令和5年6月中旬
調査票発送	令和5年6月下旬
調査票返信期限	令和5年7月上旬
調査票集計・分析	令和5年8月上旬（第1弾集計）、9月下旬（とりまとめ）
調査票報告書作成	令和5年10月中旬（第3回総合計画審議会報告）

⑤調査票(案) ⇒ 別添資料 参照

(1)暮らしやすさに関する質問(問1) ⇒ 第2次総合計画(前期計画)の効果検証
(市民の施策ごとの満足度を伺うもの)

※これまでのアンケート調査と比較検証等を行うため、前回の調査項目を基本とし、
比較や推移を把握できる内容とします。

1.市民アンケート調査(案)について

(2)今後取り組むべき施策(問2~19) ⇒ 第2次総合計画後期基本計画策定に向けた設問
(市民が望む施策分野などを伺うもの)

(3)回答者に関する質問(問20~問30)
⇒回答者の情報によるクロス集計と評価等を伺うもの

◇回答者の意識情報

木津川市への愛着に対する意識の調査及びこれまでのまちづくりに対する評価とその理由を伺います。

◇世帯情報

子どもがいる世帯のニーズ、高齢者がいる世帯のニーズ及び単身世帯のニーズをそれぞれ分析します。

◇居住経歴

回答者の居住経歴を調査し、新しい都市づくりにおける旧住民と新住民のニーズを調査します。

(4)まちづくりに関するご意見・ご提案 ⇒ まちづくりへの意見等を伺うもの
自由記述によりご意見やご提案を求めます。

2.中学生アンケート調査(案)について

①中学生アンケート調査の目的

前回同様、木津川市の将来を担っていただくことになる中学生世代のニーズ、まちづくりに対する希望、木津川市は将来的に永住したいまちであるかどうか、永住したいまちにするには何が必要かなど伺います。また、この調査票の記入することにより、木津川市への愛着や行政に対する関心を持っていただこうとするものです。

②中学生アンケート調査の実施

対象者：市立中学校（5校）に通学する中学2年生全生徒

対象者数：約770人

実施期間：令和5年6月

実施方法：中学校を經由して配布・回収

以 上

木津川市のまちづくりに関するアンケート調査 調査票

木津川市の暮らしやすさについてお聞きします

問 1 木津川市の暮らしやすさについて、日頃どのように思われていますか。以下の(1)～(27)の全ての項目について、それぞれあてはまるものを1つずつ選び番号に○をつけてください。

	満 足	ほ ぼ 満 足	言 え な い も と ち ら う	や や 不 満	不 満
記入例：1. 生活道路の便利さ	1	②	3	4	5
(1) 生活道路の便利さ	1	2	3	4	5
(2) 通勤・通学の交通の便利さ	1	2	3	4	5
(3) 買い物の便利さ、快適さ	1	2	3	4	5
(4) 下水道整備・水洗化の状況	1	2	3	4	5
(5) 公園や子どもの遊び場	1	2	3	4	5
(6) ごみの減量化やりサイクルの取組み	1	2	3	4	5
(7) スポーツ、レクリエーションの場や機会	1	2	3	4	5
(8) 保健、健康づくりのためのサービス	1	2	3	4	5
(9) 病院、診療所の利用のしやすさ、サービス	1	2	3	4	5
(10) 保育、子育てを支援するサービス	1	2	3	4	5
(11) 高齢者・障がい者の福祉援助	1	2	3	4	5
(12) まちなみやまちの雰囲気	1	2	3	4	5
(13) 歴史・文化遺産の保全	1	2	3	4	5
(14) 身近な緑、山や川の自然の保全	1	2	3	4	5
(15) 地域の歴史や文化とのふれあい活動のための環境	1	2	3	4	5
(16) 教育・学習や文化活動のための環境	1	2	3	4	5
(17) 小・中学校の教育	1	2	3	4	5
(18) 近所とのつきあい、地域の社会活動	1	2	3	4	5
(19) 人権の尊重、男女共同参画の促進	1	2	3	4	5
(20) 地震、火災、水害などに対する防災対策	1	2	3	4	5
(21) 防犯や交通安全対策	1	2	3	4	5
(22) 雇用の場や就業の機会	1	2	3	4	5
(23) 農林業、商業、観光業の振興	1	2	3	4	5
(24) 関西文化学術研究都市を活用した産業の振興	1	2	3	4	5
(25) 市役所からの情報発信	1	2	3	4	5
(26) 行財政改革の推進による財政状況の改善のための取組み	1	2	3	4	5
(27) 全体的にみた木津川市の暮らしやすさ	1	2	3	4	5

木津川市が今後取り組むべき施策についてお聞きします

木津川市に力を入れてほしい施策分野

問2 あなたは木津川市が、今後、限られた財政の中で、特に力を入れるべきと思う分野は何ですか。次の中から3つ以内で選び番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------------|
| 1. 企業誘致 | 2. 農業振興 | 3. 商工業振興 |
| 4. 観光振興 | 5. 都市景観 | 6. 自然環境保全（水・緑） |
| 7. 史跡・文化財保全 | 8. 保健・医療 | 9. 高齢者福祉 |
| 10. 障害者福祉 | 11. 健康増進 | 12. 子育て支援 |
| 13. 学校教育 | 14. 青少年健全育成 | 15. 生涯学習 |
| 16. 文化・芸術 | 17. 国際交流 | 18. スポーツ |
| 19. 道路整備 | 20. 公共交通（鉄道・バス） | 21. 防犯・交通安全 |
| 22. 防災対策 | 23. 下水道 | 24. 人権・男女共同参画 |
| 25. 市民活動（ボランティア、NPO※） | 26. 行財政改革 | |
| 27. その他（具体的に | | ） |

※NPO：非営利組織（Non-Profit Organization）の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織。

木津川や山の緑など自然環境について

問3 木津川市は木津川や山の緑など自然環境に恵まれたまちです。これらの景観・自然環境を保全するためには、どのような取組みが必要だと思いませんか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 放置されている里山の間伐など適切な維持管理活動を促進する | |
| 2. 河川の清掃活動を行う | |
| 3. まちなかの身近な緑を保全する | |
| 4. 自然の大切さに関する幅広い環境教育や啓発活動を行う | |
| 5. 自然に親しむイベントなど緑にふれあう機会をつくる | |
| 6. わからない | |
| 7. その他（具体的に | ） |

関西文化学術研究都市について

問4 関西文化学術研究都市の住みよい都市環境づくりに向けてどのような取組みが必要だと思いませんか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 生活利便施設や公共公益施設などを充実させる | |
| 2. 企業や研究所などと地域住民のコミュニケーションを深める | |
| 3. バリアフリーのまちづくりを進める | |
| 4. ゆとりを保ち、質の高い都市景観づくりを進める | |
| 5. 市民が最先端の学術や文化に接する機会を増やす | |
| 6. わからない | |
| 7. その他（具体的に | ） |

産業について

問5 木津川市の活性化には、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

1. 優良農地の保全などにより、農業の振興を図る
2. 地域の特産品などを活用し、地元商工業の振興を図る
3. 企業の誘致を図り、市民の雇用対策を促進する
4. ベンチャー企業の育成を図る
5. まちなかの身近な商業の振興を図る
6. 新たな観光メニューの開発などによる観光振興を図る
7. わからない
8. その他（具体的に)

自然、観光、歴史遺産について

問6 木津川市の豊かな自然や数多くの歴史遺産などを活かして魅力あるまちにするためには、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

1. 魅力ある地域資源に関する情報を発信する
2. 自然や歴史遺産の保全・継承に取り組む
3. 新たな観光拠点（アンテナショップ等）を創造する
4. 自然や歴史遺産の保全に取り組む団体相互のマッチングなど支援に取り組む
5. 観光案内板や観光マップなどを充実させる
6. 朝市や農作業体験などを通じた農村・都市交流を推進する
7. 伝統行事・民俗芸能などを保全・継承する
8. 木津川アートや木津川市夏祭りなどのイベントを拡充し、そのPRを強化する
9. わからない
10. その他（具体的に)

健康、保健、医療について

問7 すべての人が健康で快適に暮らせるようにするためには、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

1. 救急医療体制を充実させる
2. 在宅医療体制を充実させる
3. 高度医療を充実させる
4. 休日診療所を充実させる
5. 保健や医療など健康に関する研修会や学習会、相談会などを開催する
6. 食育・運動などの健康づくり事業を充実させる
7. わからない
8. その他（具体的に)

福祉について

問 8 すべての人が生涯安心して豊かに暮らせる地域社会を形成するためには、福祉の面からどのような取組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選ぶ番号に○をつけてください。

1. 自宅で受けられる介護や福祉サービスを充実させる
2. 通所や入所のできる福祉施設を整備する
3. 高齢者だけの世帯への訪問を促進する
4. 地域全体での声かけや見守りなどの活動を促進する
5. 趣味やスポーツ、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりを行う
6. 高齢者、障がい者の働く場づくりを進める
7. 身近な交流の場づくりを進める
8. わからない
9. その他（具体的に)

子育て・教育について

問 9 次代を担う子どもたちが健やかに育つためには、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選ぶ番号に○をつけてください。

1. 子ども同士のふれあいや、親同士の多様な活動の場づくりに取り組む
2. 自然とのふれあいなど、体験型学習を推進する
3. 保育園や幼稚園（認定こども園を含む）、学校などの施設を充実させる
4. 長時間保育や休日保育など保育サービスを充実させる
5. 学校カリキュラムの内容を充実させる
6. 声かけや見守りなど地域全体での子どもを育てる活動を促進する
7. 家族がともに協力して子育てを行うことができる仕組みづくりに取り組む
8. わからない
9. その他（具体的に)

問 10 小・中学校教育をさらに充実させるために、どのような教育に取り組む必要があると思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選ぶ番号に○をつけてください。

1. 一人ひとりの学力状況に応じた学習指導
2. 人を思いやり、尊重するなど豊かな心や感性を育む教育
3. いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応
4. 国際的なコミュニケーション能力を高める教育
5. 一人ひとりの状況に応じた特別支援教育
6. 学校体育や部活動
7. ICT*の活用や情報モラルに関する教育
8. 平和や人権感覚を養う教育
9. 人と自然の共生をめざす環境教育や体験活動
10. 犯罪や災害から身を守る防災・安全教育
11. わからない
12. その他（具体的に)

*ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。情報処理と情報伝達に関する技術の総称

防災について

問 11 地震や水害、火災などの災害に対し、安心・安全なまちにするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。次の中から特に優先すべきと思うものを2つ以内で選び番号に○をつけてください。

1. 地域の防災組織の育成と実践的な訓練を実施する
2. 一人暮らしの高齢者など避難に時間を要する方への支援体制を整備する
3. 防災用品や資材などを備蓄する
4. 避難所などの環境整備を図る
5. まちの治水・耐震対策を強化する
6. 防災情報を提供する
7. わからない
8. その他（具体的に _____)

交通について

問 12 あなたがよく利用する移動手段は何ですか。次の中から2つ以内で選び番号に○をつけてください。

1. 鉄道
2. バス
3. タクシー
4. 自家用車
5. オートバイ・原付
6. 自転車
7. 徒歩
8. その他（ _____)

問 13 コミュニティバスに関する交通施策について、今後どのような考え方で進めるべきだと思いますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを1つで選び番号に○をつけてください。

1. 市の負担が増えてもいいから取り組むべきだ
2. バス利用者の負担が増えてもいいから取り組むべきだ
3. 市の負担もバス利用者の負担も増えない範囲で取り組むべきだ
4. 市の負担を下げ、コミュニティバス事業を縮小すべきだ
5. わからない
6. その他（具体的に _____)

道路整備について

問 14 国道や府道などの幹線道路について、どのような取り組みが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを1つで選び番号に○をつけてください。

1. 市内の主な幹線道路を通行しやすくする
2. 市内に新たな幹線道路を整備する
3. 木津川市と市外を結ぶ新たな幹線道路を整備する
4. わからない
5. その他（具体的に _____)

問 15 生活道路について、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路幅を拡げて自動車が通行しやすくする 2. 歩行者や自転車が安全に通行できるような整備や防犯灯の設置に取り組む 3. カーブミラーやガードレールなど歩行者や自動車が安全に通行できる施設を整備する 4. 誰もが安全に道路を通行できるようバリアフリー環境の整備に取り組む 5. 道路パトロールなどを強化し、適正管理に努める 6. わからない 7. その他（具体的に |) |
|--|---|

ごみの減量化・資源化について

問 16 更なるごみの減量化・資源化を進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 古紙集団回収や生ごみ処理容器への補助など、自主的な取組みへの支援を強化する 2. ごみの分別の細分化やリサイクルボックスの設置など、資源化の取組みを強化する 3. 生ごみの堆肥化や雑がみ回収についての講習会など、周知・啓発の取組みを強化する 4. レジ袋や包装の削減など、事業者への呼び掛けを強化する 5. わからない 6. その他（具体的に |) |
|---|---|

住民参加のまちづくりについて

問 17 あなたは現在、地域での区・自治会活動などのコミュニティ活動にどのように参加していますか。また、今後はどのように参加しようと思いますか。 (1)現在・(2)今後について、それぞれあてはまるものを1つずつ選び 番号に○をつけてください。

(1)現在	(2)今後
<ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的に参加している 2. 必要な活動には参加している 3. 興味があるものには参加している 4. ほとんど参加していない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的に参加、協力していきたい 2. 都合がつく範囲で参加、協力していきたい 3. あまり参加したくない 4. どちらともいえない

問 18 あなたは、区・自治会活動以外のNPOなどの非営利活動団体の活動やボランティア活動にどのように参加していますか。また、今後はどのように参加しようと思いますか。 (1)現在・(2)今後について、それぞれあてはまるものを1つずつ選び 番号に○をつけてください。

(1)現在	(2)今後
<ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的に参加している 2. 必要な活動には参加している 3. 興味があるものには参加している 4. ほとんど参加していない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的に参加、協力していきたい 2. 都合がつく範囲で参加、協力していきたい 3. あまり参加したくない 4. どちらともいえない

問 19 市民と行政が協働で地域の課題解決や住みよいまちづくりを推進していくために、市が優先的に取り組むべきことは何だと思われますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを 1つ選び 番号に○をつけてください。

1. 幅広い市民からの意見を集約し、行政施策に反映させるための仕組みづくり
2. 市政に関する情報の積極的な公開
3. 市民活動への参加の機会、場づくり
4. 市民に対する協働によるまちづくり意識の普及・啓発
5. 市民活動を行う様々な団体間の交流・連携を促進する施策の実施
6. 市民活動のリーダーなどの人材育成と研修機会の充実
7. NPO などの非営利活動団体への活動拠点の提供や、行政との協働事業の推進
8. わからない
9. その他（具体的に

木津川市についてお聞きします

問 20 あなたは、木津川市に愛着を感じていますか。あてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。また、その理由を記入してください。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 大いに感じている | 2. ある程度感じている | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じていない | 5. まったく感じていない | |

理由（ ）

問 21 あなたは、木津川市が進めてきたまちづくり(道路整備、都市計画、産業、観光など)についてどう思いますか。あてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。また、その理由を記入してください。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1. 非常に評価している | 2. 評価している | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり評価していない | 5. 全く評価していない | |

理由（ ）

問 22 あなたは、木津川市の市民サービス(子育て支援、福祉、教育、医療など)についてどう思いますか。あてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。また、その理由を記入してください。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1. 非常に評価している | 2. 評価している | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり評価していない | 5. 全く評価していない | |

理由（ ）

あなたご自身についてお聞きします

問 23 あなたの性別について、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 回答しない |
|-------|-------|----------|

問 24 あなたは何歳ですか。あてはまるものを 1つ選び 番号に○をつけてください。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代 | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳代 | 8. 80歳以上 | |

問 25 あなたがお住まいの郵便番号をお答えください。

(619) - ()

木津川市のまちづくりに関する中学生アンケート調査 調査票

総合計画は、市の将来像やまちづくりの目標をかかげ、それを実現するための取組みを明らかにするための計画であり、市役所の仕事や市民のみなさんのまちづくりの取組みを進める基本となるものです。

この計画づくりにあたって、中学生のみなさんの考えや意見なども参考にさせていただくため、今回、このアンケート調査を実施させていただくことになりました。

木津川市の将来を担うみなさんの率直なご意見をぜひお聞かせください。

令和5年6月

木津川市長 谷口 雄一

以下の質問にお答えください。

問1 あなたの性別について、番号に○をつけて下さい。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 回答しない |
|-------|-------|----------|

問2 あなたは、木津川市を住みよいまちだと思えますか。あてはまるものを 1つ 選び○をつけて下さい。

- | |
|------------------|
| 1. 住みよい |
| 2. どちらかといえば住みよい |
| 3. どちらかといえば住みにくい |
| 4. 住みにくい |
| 5. どちらともいえない |

問3 あなたは、今後も木津川市に住み続けたいと思えますか。あてはまるものを 1つ 選び○をつけて下さい。

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 木津川市にずっと住み続けたい |
| 2. 進学などで一時的に木津川市を離れても、また戻って来て住みたい |
| 3. 木津川市以外のところに住みたい |
| 4. どちらともいえない |

問4 あなたが木津川市に住み続けるには、どのようなことが必要ですか。あてはまるものを 2つ以内 で選び○をつけて下さい。

- | |
|---------------------------|
| 1. 若者が働きたくなるさまざまな職場がある |
| 2. 若者が住みたくなるような住宅が豊富にある |
| 3. 買い物や食事、遊びに便利な商業施設がある |
| 4. 若者の発想を活かす機会や意見を言える場がある |
| 5. その他（具体的に |

